

(目的)

第1条 この規程は、田布施町図書館条例(昭和56年田布施町条例第9号)に規定する田布施町立田布施図書館における資料の収集について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 町民の多様な要求に応え、すべての町民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、地域性、出版状況、蔵書構成等に留意して魅力ある資料の収集に努める。
- (2) 「図書館の自由に関する宣言」(日本図書館協会採択1979年改訂)の精神を尊重し、知る自由を保障するため、様々な思想や主張が共存するよう幅広い観点から資料の収集に努める。
- (3) 情報提供の拠点としての機能を果たすため、将来にわたり対応できる資料環境の変化に的確に対応した効果的な資料の収集に努める。
- (4) 田布施町の歴史の継承、文化の創造及び産業等の発展に資する資料の収集に努める。

(資料収集の種類)

第3条 収集する資料の種類及び資料別収集方針は、別表のとおりとする。

(寄贈資料等の収集)

第4条 寄贈図書を受け入れにおいても、この規程を適用する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

資料の種類	収集方針
図書	1 一般図書 利用者の教養、調査研究、レクリエーション、日常生活等に役立てるため、基本的、入門的な図書から必要に応じてある程度専門的な図書まで各分野にわたり幅広く収集する。 2 参考図書 利用者の調査研究や課題解決に有用な専門的辞書、辞典、年鑑、地図、統計等を幅広く収集するとともに体系的、継続的な収集に努める。 3 青少年図書 心身の成長を助長し、豊かな心を育み、学習や課題解決に役立つ資料であり、かつ、青少年の興味、関心に応え、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を収集する。 4 児童図書 読書の楽しさを発見でき、心身の成長を助長し、学習に役立つ資料を発達段階に応じて収集する。
逐次刊行物	1 新聞 国内発行の主要な全国紙と地方紙を収集する。 2 雑誌 国内発行の各分野における日常生活やレクリエーション、趣味等に役立つ一般的な雑誌を中心に、資料的価値や利用価値等を考慮して収集する。
官公庁刊行物	1 政府諸機関が発行する資料については、白書や統計書等を中心に収集する。 2 地方公共団体その他公的機関が発行する資料については、必要性の高いものを収集する。
郷土資料	1 田布施町に関する資料は、地域の歴史や文化・生活等を知る上で重要な資料であるため、重点的に収集する。 2 田布施町の出身者及び在住者の著作物は、優先的に収集する。 3 山口県下で発行された山口県及び県内各市町に関する資料は、基本的な資料及び田布施町に関係のある資料を中心に収集する。
視聴覚資料	視聴覚資料は、教育的、記録的及び資料的価値の高い、録音資料及び映像資料を収集する。
高齢者及び障がいのある人のための資料	1 視覚障がい者の利用に供するための資料として、録音図書、点字図書、大活字図書、布絵本等を収集する。 2 聴覚障がい者の利用に適した形態の資料として、手話に関する資料及び字幕付きの映像資料を収集する。 3 高齢者の利用に適した形態の資料として、録音図書、大活字図書等を幅広く選択的に収集する。
その他	リーフレット、パンフレットなどは必要に応じて収集する。